

第4条 差別の禁止(差別をなくすこと)<基本原則2>

障害があるからという理由で障害のある人を差別してはいけません。差別など、障害のある人の権利を認めないようなことをしてはいけません。

社会的障壁(社会のかべ)のために困っている障害のある人がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、差別をすることにならないように、その障壁をなくすために必要で理由のある対応(合理的な配慮)をしなければなりません。

国は、差別とは何かをみんなに伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、ほしい人の手に入るようにしなければなりません。



第5条 国際的協調(世界の人と協力しあうこと)<基本原則3>

共生社会をつくるために、世界の人と協力しなければなりません。

第6条 国及び地方公共団体の責務(国と都道府県市町村の責任)

国と都道府県市町村は、共生社会をつくるために、地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事な決まりごと)にしたがって、障害のある人の自立や社会参加の支援のための法律や制度を行う責任があります。

第7条 国民の理解(みんなが理解すること)

国と都道府県市町村は、地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事な決まりごと)について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度を行わなければなりません。

第8条 国民の責務(みんなの責任)

みんなは、地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事な決まりごと)にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。